

2009.3.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S & I J A P A N

〒150-0001 渋谷区神宮前4-16-8 大場ビル2階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014 [地図](#)

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当 : 矢守章子)

<http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを3月25日付けで更新しました。

(製造物責任法(PL法)が、発効されました。)

さる2月20日にタイのPL法(正式名: Unsafe Goods Liability Act)が発効されました。

以下、和訳がジェトロ翻訳として入手できます。

http://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/pdf/corporate_3_2008.pdf

～編集者より～

年度末になり、日本人の帰国組が増加しているのか、日本人が多い地域では引越しが目立つようになってきた。アパートも空室が目立つようになった。これは不況の影響なのかどうか分からないが、やはり仕事場では、新規事業延期、工場棟増設中止などの話が飛び交うようになってきている。しかしながら、私の仕事周辺では、積極投資という景気の良い話も確かに存在する。

タイ財務省は経済成長率予測で、今年は2～3%マイナス成長と発表した。日本経済新聞では、アセアン各国の米国市場依存度からみて、シンガポールの次にタイが米国金融不況の影響を受けると報じていた。タイ工業連盟によると、2月の自動車生産(乗用車及び商用車)が前年比50.57%減となるが、4月に在庫調整が一段落するため、その後は少しずつ

増加すると予測している。既に明るい兆候もある。タイ自動車工業連盟によると、3月の自動車生産台数が、前月比 25%増に転じたい。在庫調整が順調に進んでいるということだろうか。

つい先週に、バンコクジェトロにてバンコク日系企業知的財産研究会が開催され、約 10 名の参加者と共に、日本政府経済産業省からの出張者から日本の模倣品対策の現状についての報告を聞く機会があった。不正商品対策という政策課題は、対中国への施策（この中国対策は、国内対策を絡めてさらに問題が深く重い）を除いて、私の頭の中では、既に収束時期に来ていると感じている。日本特許庁の年頭所感の中でも、不正商品問題は既に小さな課題としてぶら下がっているに過ぎない。

日本政府経済産業省が不正商品被害について発表する時に、必ずその被害数字を出してくる。その中に、特許庁「2007 年度模倣被害調査報告書」として、タイでの日本企業の被害状況として、2006 年 13.7%(有効回答 856 社、対象会社 8000 社)と数字が示されている。被害を受けた地域の順で言うと、中国、台湾、韓国、そしてタイであり、タイは、東南アジアでは最大の被害地域であると、経済産業省関係者はいつもの如く説明するのである。

そして、この数字を基礎に、これらの被害に対処するべく、知的財産推進計画 2008 年（平成 20 年 6 月本部決定）の中で、外国市場対策の強化が大きな政策方針の柱として謳われているのである。

さてさて、この 13.7%の数字であるが、実は非常に疑問を感じている。この先日の研究会の中で、この数字についての質問（この数字をどう思うか）を参加者にぶつけてみたが、現場（つまりタイでの日系現地法人）では、「現地で感じるよりも遥かに大きな数字だ」という反応を得た。以前より疑問に感じていたのだが、日本企業 856 社のうちの 13.7%というのは、117 社に相当する。もし、彼らが現地法人や現地販売代理店を持っていたならば、バンコクジェトロが主催する知的財産会合には、約 100 社以上がワンサカ集まっても良さそうなものである。しかしながら、現実には常に 10 名足らずである。更に、タイのエンフォースメント機関やタイ知的財産局に、日本企業が相談に行ったり、被害を訴えたりするケースは非常に少ない。これは、日本政府役人がタイ政府役人と会った時に、常にタイ政府より言われていることである。つまり、この数字は、現実を表していないのではなからうか、過大な数字なからうかというのが、率直な疑問である。

全くこれとは別に、バンコクジェトロで取り扱った現地日系企業（バンコク日本商工会議所約 1200 社を対象、回答企業数 341 社）に 2006 年に調査（2007 年 1 月に公表）をした数字がある。被害企業の実数は、商標権 42 社、意匠権 26 社、著作権 20 社、特許権 12 社、その他の権利 8 社となっている。これらの数字は重複があるため、簡単には合計できないものである。単純に合計すると約 100 社となるが、偶然に特許庁の調査結果と同じような数字となる。あくまでも偶然であり、母集団が全く違うので比較するのは困難である。

この二つの別々の組織が独自に行なった調査結果に関連性があるのか無いのか、未だに分からない。現地法人側とすれば、親企業（権利者）の被害状況が現地法人側に伝わってくるものと察せられるが、どうも日本企業内部の指揮系統は動いていないようだ、私がこれまで経験してきた不正商品事件から感じている。是非に、これらの調査結果の被害企業とその現地法人側企業とのマッチングをし、さらに有効な対策を現地本位で立案すべき時期ではなかろうか。マッチングし、解析を施さないにも関わらず、何故政策が先行するかという基本的疑問もある。現地日系企業の連中を各国で研究会と称して集め、「何故、現地法人が集まらなければならないのか」という現地側からの単純な疑問に答えるべく、その資料を開示して戴きたい。権利者側（日本在住親企業）が全ての不正商品対策を取り仕切るというのであれば、何故日本側で政策を独自に進めないのか。何故現地法人を巻き込むのかの問いに答えて戴きたい。私が講演するセミナーで、いつも指摘するのは、不正商品対策で、現地法人（現場）の協力（不正商品の発見、真贋鑑定、処分まで）が効果的な不正商品対策として不可欠だということを常に申し上げている。「何故、現地法人を知的財産研究会に集める必要があるのか。」再度その目的と政策面での位置付けを、是非、根本的な処から議論して戴きたいものである。さらに、欲を言えば、「タイが東南アジア最大の不正商品市場である」という根拠の無いと思われる汚名を少しでも払拭したいが、如何なものだろうか。

～シンガポールが世界のイノベーション及び競争力に関する研究で一位～

無党派の研究グループ、**Information Technology and Innovation Foundation** が実施した世界のイノベーション及び競争力に関する研究でシンガポールが一位となった。この研究結果は米国の競争力が急速に衰え、未来はアジアにかかっていることを示している。米国は全体の6位で100点中63.9点と一位のシンガポールの73.4点に比べ10点ほど低かった。この結果は昨日発表されたものだが、米国を一位とするここ数年に発表された他の研究論文と結果が異なる。しかしこの論文の著者らは、現在米国は過去の名声を利用している状態で、これは現状ではないと指摘している。全体のランキングは一位がシンガポール、続いてスウェーデン、ルクセンブルグ、デンマーク、韓国、米国、フィンランド、英国、日本、Nafta の順であった。シンガポールはビジネス環境部門で一位だったが、電子政府部門では21位、米国は電子政府部門では3位だったが、貿易バランス部門で32位、中国はIT投資部門で1位であったが、電子政府部門では39位であった。

（2009年2月26日、シンガポールストレイトタイムズ）

～タイ経済及びサイバー犯罪取締局がポルノサイトからおとり捜査で商品を購入し大量の違法商品を押収～

経済及びサイバー犯罪取締局の海賊版商品捜査チームがインターネットのポルノサイトからおとり捜査で商品を購入し、結果的に偽ブランド品からDVDまで2,000万パーツ以上の違法商品を押収した。経済及びサイバー犯罪取締局によれば、著作権侵害事件と商標権侵害事件の件数は2005年が1,857件と1,067件、2006年が1,794件と1,174件、2007年は2,836件と1,522件、2008年は2,317件と1,894件であった。著作権侵害と商標権侵害による損失額は2005年が1億5,900万パーツと8,900万パーツ、2006年が2億2,500パー

ツと 4,570 万バーツ、2007 年が 1 億 7,900 万バーツと 1 億 3,300 万バーツ、2008 年 3 億 9,100 万バーツと 1 億 800 万バーツであった。

(2009 年 2 月 23 日、バンコクポスト)

～タイ知的財産局長がタイは Priority Watch List に留まるとの見解～

米国の製薬業界が政府に対しタイをスペシャル 301 条の Priority Foreign Country (PFC) にダウングレードするよう要請を行った。PFC になればタイの輸出者にはより高額な関税が課されることになる。タイ知的財産局の Puangrat Asavapisit 局長はタイには Priority Watch List (PWL) に留まる十分な可能性がある」と述べた。同氏はまた、米国及び世界の経済危機により米国は自国の産業を保護することになり、タイがアップグレードする可能性は少ないと述べた。同氏はこの他、知的財産侵害に対しタイよりも成果を挙げていないにも関わらず、アップグレードしそうな国が何カ国かあるとも述べている。

(2009 年 2 月 24 日、タイネーション)

～タイセメントメーカーが小規模製品開発システムで燃料と時間を削減～

タイ最大のセメントメーカー SCG セメントは省エネ対策と新しい試験センターで革新的な小規模製品開発システムを進めている。同社は研究開発施設 Pilot Process and Product Development Centre に 6,000 万バーツ以上投資し、販売予定の製品を大量マーケティング用にプラントに送る前に、研究、試験及び小規模な製造を行っている。このシステムではセメント製造機械が通常の 12m から 2m に小型化されている。同社ではこのシステムにより製造期間を現在の 6 分の一にすることが可能であると予想している。

(2009 年 3 月 2 日、タイネーション)

～タイ商務省の強制実施権行使中止を求める動きに健康問題活動団体が抗議～

タイの健康問題活動団体が昨日、致命的な病気に苦しむ患者を救う必須薬についての強制実施権行使中止を保健省に求めた商務省の計画に抗議した。この団体 Aids Access は、計画が米国通商代表がタイを Priority Watch List から Watch List にアップグレードするのに有利に働くと話す。この動きは商務省が 24 日付で保健省の事務次官宛に必須薬に対する強制実施権をこれ以上行使しないよう求める文書を送付したことに端を発する。この文書は知的財産局の Puangrat Asavapisit 局長によりサインがされ、商務省は米国通商代表とタイを Priority Watch List から除外し、Watch List にアップグレードするよう交渉と説得をするために、強制実施権をこれ以上行使しないよう保健省に求めたと説明している。月曜 (3 月 9 日) から 3 月 17 日までの Alongkorn Ponlaboot 商務省副大臣の米国通商代表部訪問においても、この問題が最重要議題となる。

(2009 年 3 月 4 日、タイネーション・バンコクポスト)

～タイのアピシット首相が米国大使及び USABC との会談で、強制実施権は WTO の規定に準拠するもので、タイを Priority Watch List に据え置くようであればタイ国内から強制実施権拡大の圧力があると警告～

タイのアピシット首相は昨日 Eric John 駐タイ米国大使及び US Asean Business Council

(USABC) と会談し、強制実施権問題に関するタイのスタンスを説明した。アピシット首相は、タイは知的財産問題に周到な注意を払っており、医薬品に対する強制実施権行使を検討するには民間企業に意見聴取していると述べた。タイ政府は WTO の知的財産に関する規定を厳格に順守しており、安価な医薬品へのアクセスを可能にする他の手段を検討している。これには製薬会社との価格交渉も含まれると同首相は述べた。アピシット首相は「私は“明確なシグナル”を送った。」と述べ、「もし米国が状況が悪化したと判断するなら、悪影響を及ぼすことになるだろう。」、「米国がタイをそのように扱うのであれば、タイ社会から強制実施権を拡大するよう圧力があるだろう。」とし、米国当局らと交渉する際にはこの立場を展開すると述べた。対医薬品強制実施権政策と知的財産保護は内閣府で会談において USABC が挙げた 7 点の議題のうちの一つであった。同首相は、代表団に対しタイ政府はユニバーサル医療政策を実行する義務があり、この 2 年以上に渡って最後の手段として使用してきたと話したと述べ、二カ国間の協力により理解が深まり、米国がタイを Priority Watch List に据え置くかどうか見直す際に考慮されることを希望すると述べた。保健省は昨日強制実施権政策継続の必要性について商務省に対し立場を明確にした。昨日付で知的財産局宛に送った文書で保健省は、保健省では必要な場合に限って民間企業、特に Pharmaceutical Research and Manufacturers Association と協議を行って強制実施権を行使すると述べている。

(2009 年 3 月 5 日、バンコクポスト)

～タイ商務省が強制実施権を禁止する考えはないと再度明言～

商務省は昨日、米国にタイの貿易地位をアップブレードするよう説得するために強制実施権を禁止する考えはないと再度明言した。この声明は健康問題活動家らが同省に対し同省の政策が市民の命を守るものか製薬会社を守るものか明確にするよう求めたことを受けて発表された。同省の Krisda Piampongsant 広報官は、政府と民間企業との相互理解を確立するため、強制実施権に関するいかなる新たな宣言も製薬会社と協議しなければならないと提案しただけだとし、商務省の声明は保健省の強制実施権継続政策と一致しているが、WTO の規定に該当し、大半の人に実質的、効果的な利益を保証するものでなければならぬと述べた。Alongkorn Ponlaboot 商務省副大臣は月曜（3 月 9 日）から 3 月 17 日までのワシントン訪問の中で米国通商代表と会談を行う予定となっており、知的財産に関する意識の改善に基づきタイの貿易地位の Watch List への格上げ、及び米国一般特惠制度による貿易優遇の拡大を説得することが主要課題となっている。米国の貿易相手国に対する年一回の地位見直しは来月に予定されている。

(2009 年 3 月 6 日、タイネーション)

～タイ商務省副大臣が今後も医薬品に対する強制実施権政策継続を表明～

Alongkorn Ponlaboot 商務省副大臣は昨日、タイ政府が必須であるが高価な医薬品についてこの後も強制実施権を行使すると語った。月曜にワシントンで行われる米国通商代表との会談でこの姿勢を表明する予定で、その際にはダウングレードされたタイの貿易地位を改善する努力については妥協しないと、この問題について同副大臣の説明を求めている HIV/Aids 患者の代表と健康問題活動家に話した。米国によるタイの貿易地位向上のために

新たな医薬品に対する強制実施権政策を中止する可能性があるというニュースが発表されてから同副大臣が確信を表明するのは、これが初めてである。同氏は必須薬に対する強制実施権をこれ以上行使しないよう求める商務省知的財産局からの 24 日付文書については、「誤解」であるとし、商務省には、新しい医薬品に対する強制実施権の更なる行使を中止する権利も政策もないとし、我々の政策は首相、保健省及び **Korbsak Sabhavas** 副首相が取った政策と一致していると述べた。米国通商代表部では現在タイを含む貿易相手国の地位見直しを行っている。これに対し製薬会社を代表するロビー活動家は米国政府にタイの **Priority Foreign Country** への更なる格下げを望んでいると伝えられている。**Alongkorn Ponlaboot** 商務省副大臣は来る下院議員と上院議員、また議会委員会との会談の目的はタイが米国との貿易で最大限の利益を得ることになる点を強調することにあると述べ、知的財産や強制実施権以外の議題もあると述べた。また同氏は知的財産の問題は医薬品政策と混同されるべきではなく、強制実施権政策は貧困層を救う手段であるため、タイの貿易地位のダウングレードの原因に含まれるべきではないと語った。

(2009 年 3 月 7 日、バンコクポスト)

～タイ商工会議所貿易問題小委員会チェアマンがタイは **Priority Watch List** に留まると予想～

タイ商工会議所貿易問題小委員会の **Buntoon Wongseelashote** チェアマンは、タイは違法商品の販売を撲滅しようとする真剣な努力をしているが、今後数年間は米国スペシャル 301 条の **Priority Watch List** に留まるとの見解を示した。同氏は米国は景気が悪化している期間貿易相手国に対する特惠を削減する傾向にあり、貿易赤字増大と国内成長の低下により米国は今後数年間タイを **Priority Watch List** に据え置くだらうと述べている。

(2009 年 3 月 9 日、タイネーション)

～タイのパソコン市場は外国ブランドの割合とノートパソコンの売上が増加～

タイのデスクトップパソコン販売のうち、国際的ブランドと国内ブランドの占める割合が近づいてきたことが官民機関の共同調査でわかった。2005 年には国際的ブランド 20 : 国内ブランド 80 であったが、2008 年には国際的ブランド 47 : 国内ブランド 53 となっている。価格差があまりないことから消費者は輸入ブランドを選ぶ傾向にあり、今年は国際的ブランド 50 : 国内ブランド 50 という割合になっている。2008 年にはノートパソコンの販売が前年比で 55% 増加し、120 万台となった。ノートパソコンの平均価格は 2007 年には 25,000 バーツだったが、2008 年には 23,000 バーツ、今年は 20,500 バーツと値下がりしている。これは消費者行動と購買決定に影響すると予想される。消費者は最初の一台にはデスクトップパソコンを購入するが、デスクトップとノートの価格差はあまりないので、二台目はノートパソコンを購入することになる。(デスクトップパソコンの平均価格は 16,500 バーツ。) ノートパソコンは教育機関にも広がっており、学生のほとんどが自分のノートパソコンを持つようになって、ノートパソコンの市場は 2009 年 20% 増加すると見込まれている。

(2009 年 3 月 11 日、バンコクポスト)

～タイ商務省と米国産業団体がタイの安価な医薬品へのアクセス拡大のための協力を原則合意～

タイ商務省、米国研究製薬工業協会（PhRMA: Pharmaceutical Research and Manufacturers of America）、全米バイオ産業協会（BIO: Biotechnology Industry Organization）は強制実施権行使よりも研究とイノベーションに関する協力の促進によって、タイの安価な医薬品へのアクセスを拡大することで原則合意した。米国訪問中の Alongkorn Ponlaboot 商務省副大臣はしかし、タイは強制実施権を撤廃する予定はないと再び明言した。同副大臣は「しかし私は PhRMA と BIO に対しは製薬会社が、タイ国民が安価で良質な医薬品へのアクセスを得るために尽力すれば、強制実施権宣言はタイ政府の最終手段となるだろうと確約した」とし、「両団体はタイ政府の知的財産保護と国民の生命管理の両方への努力を認めた」と述べ、「よって、両団体はタイの製薬研究開発と国民の安価で良質な医薬品へのアクセスの新しい解決策探求を支援してくれるだろう」と話した。第一段階として BIO は、タイの研究者、化学者、商務担当官を 5 月 18 日から 21 日までジョージア州アトランタで行われるバイオテクノロジーセミナーに招く。PhRMA がタイを Priority Foreign Country にダウングレードするよう提言したのを受けて行われた PhRMA、BIO 及びタイ担当官によるワシントンでの会合の後、この合意に達した。

（2009 年 3 月 12 日、タイネーション）

～タイ NSTDA のビジネスフォーラムで研究者の技術を商品化するため 30 社以上が登録～
National Science and Technology Development Agency (NSTDA) の年次会議 (NAC2009) の一環として行われたビジネスフォーラムで、30 社以上の企業が研究者やイノベーターと技術を商品に適用するためのディスカッションに申し込んだ。昨年はこのフォーラムを訪れた企業は 30 社のみで全て国内企業であったが、今年は日本や米国の企業も参加した。

（2009 年 3 月 16 日、タイネーション）

～EU-Asean 自由貿易政策の知的財産保護に関する提案について消費社団体らが抗議～
知的財産保護に関する EU-Asean 自由貿易政策の提案について消費社団体 Foundation for Consumers の Jiraporn Limpanaont 代表は、ASEAN 諸国はこれを拒絶すべきだと語った。現在交渉中の EU-Asean 間の協定では植物や医薬品を含む知的財産の保護が求められているが、これは米国の貿易政策や Trips 協定の範囲を超えるものであると Jiraporn Limpanaont 氏は指摘する。市民団体は今週行われる第 14 回 ASEAN サミットの期間中、この提案について抗議を行うことができる。同氏は、第 9 条では ASEAN が Trips 協定から外れた知的財産保護を行うことを要求しているほか、医薬品など様々な EU の特許製品の権利保護を拡大する保護証明の補完が求められると話す。またこの提案では特許で保護されていないジェネリック医薬品や強制実施権の下製造又は輸入された医薬品のマーケティングも阻止されている。EU により ASEAN との交渉のために提案された知的財産に関するチャプターは、独占を助長し、市民の医薬品へのアクセスを制限するマーケティング規制ルール、排他的権利の期間及び知的財産権保護基準を拡大するものであると同氏は話す。また FTA ウォッチメンバーの Kannikar Kijtiwatchakul 氏は、第 13 条が植物の新品種の保護に関する国際条約に基づいた植物品種の特許保護を強要するもので、やはり Trips 協定

の範囲を超えるものと指摘する。植物保護の期間に関する更なる強要は ASEAN 諸国の農民を苦しめることになるが、多国籍農業企業はこれにより農業に関する貿易を独占できるようにすると同氏は話している。

(2009 年 2 月 22 日、バンコクポスト)